

平成 29 年 12 月 13 日

各 位

会社名	株 式 会 社	原 弘 産
代表者名	代表取締役社長	岡 本 貴 文
		(コード番号 8894 東証第 2 部)
問い合わせ先	取 締 役	津 野 浩 志
電話番号		0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 1 月 26 日開催予定の第 32 期定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、これに伴う定款の一部変更について、同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため、移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 30 年 1 月 26 日開催予定の当社第 32 期定時株主総会において、移行に必要な定款一部変更についてご承認いただくことを条件として、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役にきましても責任限定契約の締結を可能にすることで、その期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるために新設するものであります。

業務提携により取扱いを開始した電力需給契約の斡旋業務について新設するものであります。

上記に伴う条数の変更その他表現の統一、明確化等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日	平成 30 年 1 月 26 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 30 年 1 月 26 日 (予定)

以上

別紙

(下線部分が変更内容を示しております)

現行	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . ~ 36 . 省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>37 . 上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 . ~ 36 . (現行どおり)</p> <p><u>37 . 電力需給契約の斡旋業務</u></p> <p><u>38 . 上記各号に付帯関連する一切の業務</u></p>
<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 . 取締役会</p> <p><u>2 . 監査役</u></p> <p><u>3 . 監査役会</u></p> <p><u>4 . 会計監査人</u></p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 . 取締役会</p> <p><u>2 . 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3 . 会計監査人</u></p>
<p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。</p> <p><u>2 . 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選 任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . (省略)</p>	<p>(選 任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 . (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 . 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務</p>

<p>取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選定する。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p>	<p>取締役及び常務取締役若干名を置き、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 21 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査等委員である取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任の限度を法令の定める額とする契約を締結することができる。</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 (省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. (省略)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>5. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 23 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

<p style="text-align: center;">第 五 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(員 数)</p> <p>第 22 条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 五 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(選 任)</p> <p>第 23 条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(任 期)</p> <p>第 24 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(常勤監査役)</p> <p>第 25 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(監査役会)</p> <p>第 26 条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第 24 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(権限)</p> <p>第 25 条 <u>監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(招集手続き)</p> <p>第 26 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招</u></p>

	<p><u>集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第 27 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 28 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
第 27 条 ~ 第 30 条 (省略)	第 29 条 ~ 第 32 条 (現行どおり)